

京都市告示第 62 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年4月8日

京都市長 松井孝治

1 道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
嵯峨野西梅津線	右京区梅津眾原町25番地地先から 同町24番地の3地先まで	旧	メートル 9.00	メートル 4.05
		新	119.60	6.00 ~ 9.50

2 道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
久世75号線	南区久世大藪町457番地の1地先内	旧	メートル 13.50	メートル 6.30
		新	187.70	6.00 ~ 13.60
太秦緯179号線	右京区太秦袴田町7番地の23地先内	旧	2.50	9.00 ~ 9.70
		新	53.00	6.00
日野経52号線	伏見区日野野色町80番地の3地先から 同町102番地の4地先まで	旧	269.40	4.35 ~ 8.90
		新	333.10	5.40 ~ 18.20

(建設局土木管理部道路明示課)